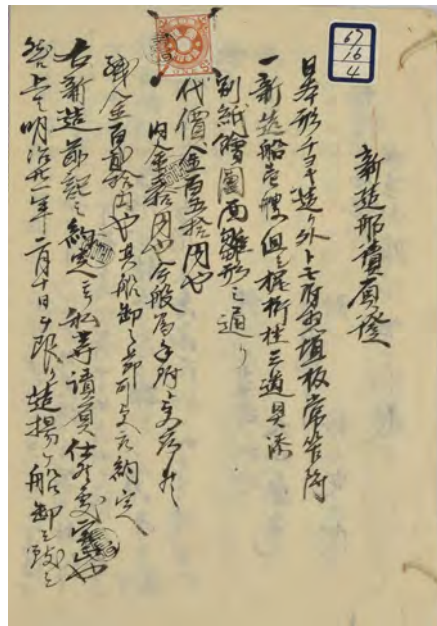


浜本家文書からみた相生の和船



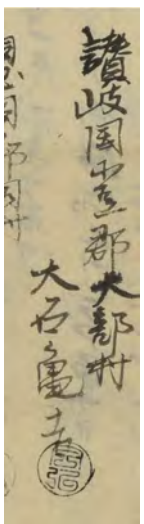
〔写真1〕 新造船請負証

これは、明治20年(1887)に浜本順太郎(六代目浜本弥七郎)の注文した船を製作するにあたり、製作元が作成した契約書の一種です。

タイトルに「新造船請負証」と書かれ、冒頭に「日本形チヨキ造り」の船の製作を請け負っていたことがわかります。「チヨキ」とは、猪牙船という和船で、関西では瀬戸内海を往来して小荷物等を運搬する小廻し船のことを指します〔写真2〕。

契約書からは、船の代金が150円であること、そこから手付け金として今回30円を受け取ることが取り決められていることがわかります。もしも違約があった場合には、手付金を「倍返し」とするというのもおもしろいですね〔写真3〕。

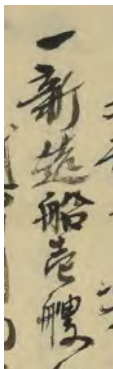
「請負書」の製作元の讃岐国小豆郡大部村(現在の小豆島(香川県)北部)は江戸時代から近代にかけての和船の製作地としても知られていた地域で、この資料から同地と相生との関係をうかがい知ることができます〔写真4〕。



◎

〔写真4〕 契約書の作成者

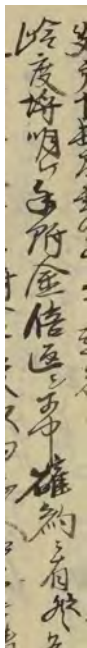
▼ 文書の作成者 「讃岐国小豆郡大部村 大石龜吉」とあります。



◎

〔写真2〕 チヨキ船

▼ 冒頭に「日本形チヨキ造り」、その横に「新造船言艘」とあり、船の製作に関する請負証であることがわかります。



◎

〔写真3〕 契約の違約について

▼ 書き下し文

「若シ違約等申出候時者、証人之者、峠度埒明ヶ、手附金倍返し可申確約一有之候。」

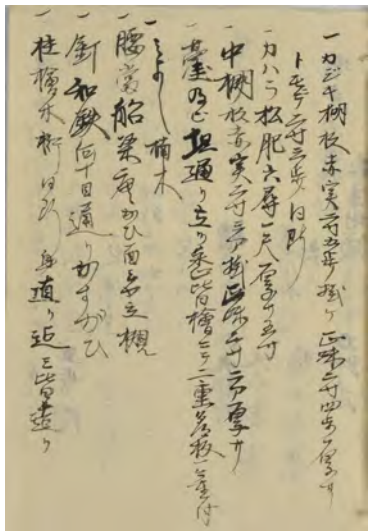
▼ 現代語訳

「もし違約等を申し出る時は、証人からきちんと迅速に手付金を倍にして返すように確約します。」

※ 者 助詞の「は」(僕は)だ。の「は」
※ 左 「より」と読みます。

資料の後半部には船の材料についての記載がみられます。「カジキ(加敷=根棚(航の両側につける最下部の棚板のこと)や「カハラ(航=和船の船首から船尾に通す板材)」といった、和船独特の名称がみられるのが特徴的です。このうち、「カハラ」の長さが六尋一尺(=9.3m)とのものであるため、注文された船が比較的小型であったことがわかります。

各部位によって、材料の木材が杉・松・楠・桧と使い分けられているのは、材質を生かすためだと考えられます。こうした点がわかるのも古文書のおもしろさの一つではないでしょうか。



〔写真5〕 船の材料についての記載がみられる部分

67
16
4

新造船請負証

日本形チヨキ造リ、外トモ附、惣垣板・常管附
 一新造船老艘、但シ 梶桁柱三道具添
 別紙繪圖面雛形之通り
 代價金百五拾円也
 内金百拾円也、今般為子附、其為
 残金百五拾円也、其船卸之節可受取約定
 右新造、前記之約定ニテ私等請負仕候処、実正也
 然ル上者明治廿二年二月十日ヲ限り造揚ケ船卸シ致シ

67
16
4

新造船請負証

日本形チヨキ造リ、外トモ附、惣垣板・常管附
 一新造船老艘、但シ 梶桁柱三道具添
 別紙繪圖面雛形之通り
 代價金百五拾円也
 内金百拾円也、今般為手附ト受取候
 残金百五拾円也、其船卸之節可受取約定
 右新造、前記之約定ニテ私等請負仕候処、実正也
 然ル上者明治廿二年二月十日ヲ限り造揚ケ船卸シ致シ

残金と引換、御手渡可申候、尤見積り等、万々一相違ニ
 ヲリ私シ換府相成候事モ出来候共、増金等之御無心等
 決而申出間敷候、若シ違約等申出候時者、証人之者
 屹度埒明ケ手附金倍返シ可申確約ニ有之候、為其新
 造船請負ニ付手附金受取、尚証人加印ニテ請負証
 依而如件
 明治廿年十一月十四日
 讃岐国小豆郡大部村 大石 龜吉(印)
 同国同郡同村 橋上 定吉(印)
 播磨国赤穂郡 相生村 濱本順太郎殿

播磨国赤穂郡 相生村 濱本順太郎殿
 讃岐国小豆郡大部村 大石 龜吉(印)
 同国同郡同村 橋上 定吉(印)

播磨国赤穂郡 相生村 濱本順太郎殿
 証人 橋上 定吉(印)

一カジキ棚板、赤実寸五歩掛ケ、正味寸四歩厚サ
 トモニ寸三歩厚サ
 一カハラ、松肥六尋一尺厚サ寸五寸
 一中棚板、赤実寸五歩掛ケ、正味寸四歩厚サ
 一臺のこ、垣通り立ッる悉皆桤ニテ二重差板一重付
 一腰當船梁、赤実寸五歩掛ケ、正味寸四歩厚サ
 一釘、和鉄向十目通リ、切寸がひ
 一柱、桧木、新日、身直リ、近ニ皆造リ

一カジキ棚、杉赤実二寸五歩掛ケ、正味二寸四歩厚サ
 トモニテ二寸三歩同断
 一カハラ、松肥六尋一尺厚サ五寸
 一中棚、杉赤実二寸三部掛、^{〔歩〕}正味二寸二部厚サ
 一台及ビ垣通り立ッる悉皆桤ニテ二重差板一重付
 一三よし、楠木
 一腰當船梁、唐かひ面ミヤ立槻
 一釘、和鉄向十目通リかすがひ
 一柱、桧木、桁同断、身直リ迄も皆造リ

一通リ平釘、赤本寸八、其目方七十目迄
 一棚落し五十目、但シ釘間五寸五歩間
 一行、赤丈五寸、赤間一尺増、深サ二尺八寸
 一下、吉切あぶら板、外ニ小物色々
 猶下吉切六部板ニテ包ニ而
 明治廿年十一月十四日 讃岐国小豆郡大部村
 大石 龜吉(印)
 同国同郡同村
 証人 橋上 定吉(印)
 播磨国赤穂郡
 相生村 浜本順太郎殿
 明治廿年十月十四日
 讃岐国小豆郡大部村
 大石 龜吉(印)
 橋上 定吉(印)

一通リ平釘、赤本寸八、其目方七十目迄
 一棚落し五十目、但シ釘間五寸五歩間
 一行、赤丈五寸、赤間一尺増、深サ二尺八寸
 一下、吉切あぶら板、外ニ小物色々
 猶下吉切六部板ニテ包ニ而
 明治廿年十一月十四日 讃岐国小豆郡大部村
 大石 龜吉(印)
 同国同郡同村
 証人 橋上 定吉(印)
 播磨国赤穂郡
 相生村 浜本順太郎殿